

## 香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成要綱

### (通則)

第1条 香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業による支援については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。）に定めるもののほか、本要綱に必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、福岡広域都市計画事業香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「事業」という。）の施行区域において、事業者等や地域住民等による主体的なまちづくり活動の推進に関する支援制度について必要な事項を定めることにより、まちの活力と賑わいを持続、創出し魅力あるまちの実現に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 事業施行区域を中心に概ね2キロメートル圏内の地域。
- (2) 事業者等 対象地域で事業を営んでいる者。
- (3) 地域住民等 対象地域の住民又は対象地域の土地の所有者又は対象地域に通勤・通学している者。
- (4) まちづくりグループ 事業施行区域でまちづくり活動に取り組もうとする人の集まり。

### (助成対象グループ)

第4条 市長は、次の各号のいずれも満たすまちづくりグループがまちづくり活動の目的を達成するために必要と認める場合は、予算の範囲内で助成することができる。

- (1) 事業者等や地域住民等を中心に構成される5名以上のグループであること。
- (2) 営利を目的とする団体ではないこと。
- (3) 政治又は宗教的な活動を目的とするグループではないこと。
- (4) グループが法人であるときはその代表者及び役員が、任意団体であるときはその代表者が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 本市の市税に係る徴収金に滞納がないこと。

(助成対象活動)

第5条 助成の対象となるまちづくり活動（以下、「助成対象活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちづくり勉強会、見学会等の学習活動
- (2) まちづくりを目的として行う意識調査又はアンケート調査等の活動
- (3) まちづくりニュース・パンフレット等の作成
- (4) まちづくりを目的として行うイベントの実施
- (5) まちづくりを目的として行う社会実験活動
- (6) その他まちづくりの推進に必要な活動として市長が認めるもの

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、活動に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

- 2 助成金の交付額は、前項に規定する経費のうち、次表に掲げる助成割合により算定した額以内とし、予算の範囲内において交付する。また、その交付期間は2年間を限度とする。

助成対象経費	助成割合	助成限度額
10万円まで	10分の10	20万円
10万円を超える部分	10分の8	

(助成金交付申請)

第7条 助成金交付の申請は香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金交付申請書（様式1号）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 活動概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支計画書（様式第4号）
- (4) まちづくりグループの規約、会則又はこれに類するもの
- (5) まちづくりグループの会員名簿
- (6) その他市長が必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、助成金の交付が適当と認めるときは、香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金交付決定通知書（様式5号）により通知するものとする。

- 3 助成金の交付決定を受けたまちづくりグループ（以下、「助成グループ」という。）が、次の各号に該当する場合は、遅滞なく香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金変更申請書（様式6号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象活動の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成対象活動に要する予算の変更をしようとするとき。
- (3) 助成対象活動を中止又は廃止しようとするとき。

4 市長は、前項の助成金変更申請書が提出されたときは、第2項の規定を準用し、助成金を変更すべきものと認めたときは、香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金変更決定通知書（様式7号）により通知するものとする。

#### （活動実績の報告）

第8条 助成グループは、当該年度内に香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業活動実績報告書（様式8号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書（様式9号）
- (3) 助成対象経費に係る支出の確認ができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の活動実績報告書が提出されたときは、これを審査し交付すべき助成金の額を確定するものとする。

3 市長は、前項の助成金の額を確定したときは、香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金交付確定通知書（様式10号）により通知するものとする。

#### （助成金交付の時期）

第9条 助成金は、前条の規定により確定した額を助成対象活動の終了後に交付するものとする。ただし、市長が、助成対象活動の終了前に交付することが適当であると認めるときは、助成金を一括または分割して事前に交付することができる。

2 助成グループは、活動実績報告後に助成金の交付を請求しようとするときは、香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金交付請求申請書（様式第11号）に請求書（福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式）を添えて市長に提出しなければならない。

3 助成グループは、活動の終了前に助成金の交付を受けようとするときは、香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金概算交付請求申請書（様式第12号）に請求書（福岡市会計帳簿諸表等様式規則様式）及び資金計画書（様式第13号）を添えて市長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額に満たないときには、市長は、その満たない部分に相当する額の返還を命じるものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成グループが次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金取消通知書(様式第14号)により取り消しし、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為があったとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不相当と認めたとき

(助成金の返還)

第11条 市長は、第9条第4項または前条の規定により、既に交付した助成金の返還を命じる場合は、助成金の返還を決定した日から起算して14日以内に香椎地区まちづくり活動スタートアップ支援事業助成金返還命令書(様式第15号)により助成金の返還を命じるものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、助成グループに対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。

別表 助成対象経費（第6条関係）

経費区分	説明
印刷消耗品費	活動に必要な事務用品や参考資料の購入，資料のコピー代等
材料費	活動に必要な資材，苗木，肥料などの購入費
光熱水費	活動にあたり必要な光熱水費の支払いに要する経費
役務費	活動に必要な郵便料，運送料，損害保険料，振込手数料
使用料及び借損料	活動に必要な会議室，土地，自動車，機材等の借上げ料等
広告宣伝費	活動に必要な広告物（ポスター，チラシ，バナー等）の印刷・製作費及び新聞折り込み料
委託費	活動に必要な調査委託費
内装・設備等工事費	空き店舗等の既存施設や設備を活用して取り組む活動に必要な内装，設備工事等に要する経費 ただし，当該経費は活動にあたっての必要最小限のものとする
無体財産使用料	意匠権，商標権，ライセンス等無体財産の使用に要する経費
旅費	先進事例視察，見学会等に必要な公共交通機関の運賃
景品代	イベントの実施にあたり配布する簡易な景品代 ただし，当該経費については助成対象経費の2割を限度とする

※上記以外の経費で，活動のため市長が必要と認める経費については助成対象とすることができる

※以下の経費は助成の対象としない

- ①道路占用許可申請や臨時営業許可申請などにかかる本市手数料や使用料等
- ②会議等の食糧費（お茶，弁当代）や飲食費など，活動と直接関係のない経費
- ③事業の主要部分の実施を外部へ委託するための経費
- ④グループの経常的な活動に要する経費
- ⑤助成金の交付決定前に支出した経費